


所管部課	総務部職員課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正 する規則について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則	東大和市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則				
	部課機関					
1. 要旨						
<p>(1) 改正理由 引用する東大和市公告式条例の一部改正に伴い、手続に係る掲示場が変更となったため、東大和市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する。</p> <p>(2) 主な改正内容 第12条第3項中「別表の」を「第2条第2項に規定する」に改める。</p> <p>(3) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 適正な期末手当及び勤勉手当の支給が可能となる。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課による事前審査済						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。